

令和6年度広島市保健所運営協議会 会議要旨

1 開催日時

令和7年2月6日（木）13時30分から14時40分まで

2 開催場所

オンライン及び中区地域福祉センター5階大会議室

3 出席者等（委員14名中14名出席）

・委員（14名）

久保委員長、山本副委員長、大谷副委員長、土屋委員、中野委員、松田委員、荒木委員、江郷委員、山村委員、田中委員、原委員、鉄村委員、佐々木委員、御庄委員

・広島市保健所（14名）

上田保健部長（保健所長）、上田保健部次長、加賀谷保健部次長（兼）市立病院担当部長、行廣保健部参与（事）健康推進課長、岩橋保健部医務監、小磯医療政策課長、北洲保健指導担当課長、峠保健予防担当課長、高島感染症対策担当課長、藤本食品保健課長、橋渡食品指導課長、岡環境衛生課長、井原医務・薬務担当課長、舟原管理担当課長

・事務局職員（2名）

・傍聴者（0名）

計 30 名

4 会議要旨

(1) 議事1 HPVワクチンの接種状況について

説明者：峠保健予防担当課長

【質疑応答等】

（久保委員長）

子宮頸がんという女性に大きな負担をかけるがんであるが、ワクチンを打てばしっかり予防できる。キャッチアップ接種の締切り間際ということもあるが、普及啓発により、接種件数が右肩上がりに伸びているという報告であった。

（御庄委員）

母親世代への啓発が効果的であるとの説明であったが、広島市から子宮頸がん検診の受診券を送付する際に、子宮頸がんの危険性やワクチン接種についての案内も同封するといった取組をすると良いのでは。

（峠保健予防担当課長）

子宮頸がんの予防には、ワクチン接種と定期的な検診がセットで重要になる。がん検診の対象者にワクチン接種の情報提供をすることは一定の効果があると考えている。

（北洲保健指導担当課長）

乳がん検診及び子宮頸がん検診無料クーポン券送付時に同封するリーフレットにワクチン接種についての普及啓発を図る内容を盛り込むこととしている。

（久保委員長）

御庄委員に指摘いただいた取組も既に行っているということで、今後も様々な取組を検討いただきたい。

(中野委員)

学校薬剤師が薬物乱用等の話を学生にしているが、その中で HPV ワクチンについて話しても良いのか非常に悩ましい。教育委員会とも協議する必要はあるが、広島市としてはどのようなスタンスか教えていただきたい。

(峠保健予防担当課長)

学校における取組は教育委員会の所管になるが、感染症又は予防接種を所管する立場からすると、普及啓発はどのような方に対しても重要である。学校現場は、被接種者に直接普及啓発できるため非常に重要と考えており、今後、貴会と一緒に取組む場合は、是非とも協力をお願いしたい。

(中野委員)

HPV ワクチンの男性の接種に関する国の方向性を教えていただきたい。

(峠保健予防担当課長)

現在、男性も定期接種の対象にすることについて国の審議会で議論されているが、費用対効果等の問題もあり、結論が出ていない。もう少し時間がかかりそうな印象を受けている。

(2) 議事 2 腸管出血性大腸菌感染症患者の広域発生事例に対する対応について

説明者：藤本食品保健課長

【質疑応答等】

(久保委員長)

通常であれば把握が非常に困難である案件に対して、国のシステムへの登録により関連性が見えたという説明であった。課題を中心に報告いただいたが、まずはこういったことが見えるようになったことが大きな一歩であると感じた。

多機関連携、あるいは複数の自治体に関わる場合に、どの自治体等が中心となって取りまとめるかが大きな課題であると感じた。内部研修会で挙げた意見や今後の対応策等があれば教えていただきたい。

(藤本食品保健課長)

食中毒調査では患者調査と飲食店等の施設調査にのみ重点を置きがちである。本件については、本社や流通元にも働きかけないと全体像が把握できなかったが、今までは再発防止のために本社へ指導するという概念がなかった。また、患者がいる自治体为中心となって全体像を把握しなければ食中毒として判断できないため、本件であれば厚生労働省を主軸に本市、A 県、B 市の 3 者が早い段階で情報共有するべきであったことが反省点である。

(3) 議事 3 無資格者による美容行為を禁止する取組について

説明者：岡環境衛生課長

【質疑応答等】

(御庄委員)

美容師は美容所の中で作業する必要があるが、美容所は保健所が確認した後でないと使用できないということであるが、訪問して髪をカットする、あるいは施設にて髪をカットするようなことをニュースで見たことがある。

(岡環境衛生課長)

美容師法では、原則美容所で美容行為を行うことになっているが、特別の事情がある場合についてはこの限りではなく、疾病その他の理由により美容所に来ることができない者に対して美容

を行う場合、婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に行う場合、社会福祉法に規定する社会福祉事業に係る施設に入所している者に対して行う場合、刑務所、拘留所、少年院等の施設に収容されている者に対して行う場合、興行場法に規定する興行場において出演する者に対してその出演の直前に行う場合、停泊中の船舶の船員で上陸することができない者に対して行う場合、災害救助法の避難所又は応急仮設住宅に避難している者に対して行う場合、市長においてやむを得ない理由があると認める場合において、美容師がその場所に出向いて美容行為を行うことができるという規定がある。

(4) 議事 4 特定外来生物セアカゴケグモへの対応について

説明者：岡環境衛生課長

【質疑応答等】

(久保委員長)

セアカゴケグモについて市民に注意喚起する中で、市民全員が知っておくべきことではあるが、よりターゲットを絞るとなった場合にはどのような層に周知するべきか教えていただきたい。

(岡環境衛生課長)

発見場所にもよるが、子どもがセアカゴケグモの危険性について知らずに触れてしまうことがある。今回は学校での発見が多かったため、できるだけ市民全員に知っていただく中で、特に子どもをターゲットに注意喚起したい。

(久保委員長)

子どもを守る活動をしている委員もいると思う。子どものいる施設に出向かれる際は、施設の方々にもこういった知識を伝えていただきたい。特に発見件数の多い 6 月から 11 月にかけて啓発できると良いのではないだろうか。

(5) 議事 5 院内感染防止対策のための病院間ネットワークについて

説明者：井原医務・薬務担当課長

【質疑応答等】

(久保委員長)

ネットワークに入っていない施設に入っていただくことが 1 番大切な取組になることを理解した。コロナ禍の際も、繋がっていた施設とそうでない施設で大きく結果が別れたように思う。ネットワークに入りにくい状況の課題とその解決策について教えていただきたい。

(井原医務・薬務担当課長)

ネットワークに入っていない原因として、顔の見える関係ができていない現状がある。他の病院と関係性を持っていない病院がネットワークに入っていない、あるいはこの加算をとっていない現状が見受けられる。保健所としては、年 1 回の立入検査の際にネットワークの重要性を管理者へ伝えていこうと考えている。

(久保委員長)

感染症だけの問題ではなく、より大きな意味でも他の施設との顔の見える関係の構築が重要であると理解した。